

コメント

箱石 大

本日は、長坂良宏さんと家近良樹さんのご報告に対するコメントを依頼されたのですが、それとどまらず何を話してもよいと言われましたので、少々お時間を頂戴して、近世後期～幕末期の天皇・朝廷や朝幕関係に関する研究史上の問題点や、今後研究を深めるべき論点などについても、いくつか私見を述べさせて頂きたいと思います。宜しくお願ひ致します。

一はじめに

(1) 今回のシンポジウムの趣旨

今回のシンポジウムの趣旨を私なりに理解すると、おおよそ次のようになりますかと思います。まず、今回のテーマでは、近世後期～幕末期の天皇のみならず、近世の閥白という朝廷の職に焦点を当てています。

近世の閥白研究は、近世の朝廷機構、公家社会、朝幕関係ある

いは幕府による朝廷統制機構の要を分析することで、摂家と公家社会との関係や天皇・院との関係なども論点とされてきました。今回のシンポジウムでは、近世の閥白研究を近世公家身分団の研究でもあり、近世政治史（幕政史）研究の一環でもあるとあらためて位置付けるとともに、本シンポジウムをきっかけに、近世後期までの研究と幕末期の研究との接続を図りたい、というのが狙いなのではないかと思います。

(2) 本日の報告

そうしたテーマの下で、近世後期史研究の立場から長坂報告「近世後期の閥白と天皇・院」が、そして、幕末史研究の立場から家近報告「幕末期の朝廷について—何が言えるのかー」が用意されたのだと理解しております。それでは早速コメントを始めさせて頂きたいと思いますが、私の能力の問題から、どうしても幕末期

に重点を置いた内容にならざるを得ないことを、予めお断りしておきます。

二 本日の報告について

私なりに両報告の内容についてその主旨を理解し、恣意的になつてしまふことは申し訳ないのですが、その重要な点などを指摘した上で、若干のコメントを述べさせて頂きたいと思います。

(1) 長坂良宏報告

まず、長坂さんのこれまでのご研究は、高埜利彦氏や藤田覚氏による近世後期の天皇・朝廷、朝幕関係の理解・評価に対しても再検討を迫ろうとしているものではないかと思っております。具体的には、藤田氏による「寛政期」（天明末から文化期）という時期の括り方を見直して、寛政期と文化期の違いを明確化させるべきである。光格天皇だけでなく閑白・伝奏にも着目すべきである。

そして、文化期の朝廷と幕府は、尊号一件で壊れてしまった関係を再構築しようとしていたが、それはあくまでも幕府統制下の協調体制なのであり、尊号一件による朝幕の関係悪化は、一時的な協調体制の終焉にすぎず、それが幕末まで続いたとの見方は妥当ではない、というようなことを主張されております。

本日の長坂報告は、文政期を対象とし、先行研究による朝幕関係の評価を再検討するものでした。長坂さんによると、当該期の朝廷は自立の途を辿ったとする高埜説や、幕府が朝廷にすり寄つた、統制より融和を重視したとする藤田説は、いずれも修正すべ

きで、結論的には、「統制内における融和」、「むしろ朝廷の方がより幕府へ「すりより」を見せており、より朝廷が幕府に内包されていく」と述べられました。今回の報告は、文政期のみを対象としたものでしたが、天保期以降の評価はどうなるのか、幕末維新史研究との接続はどのようになされるのかなど、今後の課題になろうかと思います。

(2) 家近良樹報告

次に、家近さんのこれまでのご研究は、宮地正人氏や高埜・藤田両氏による研究の延長線上に、幕末政治史を専攻する立場から、天皇・朝廷を組み込んで幕末政治史研究を進展させてきたものだと思っております。こうした家近さんによる諸研究やご提言は、現在でも幕末期の天皇・朝廷研究に大きな影響を与えていているのではないかと思います。

さて、家近さんの本日のご報告では、幕末維新史最大の研究課題として、①「徳川政権」に代わって、なぜ近代天皇制が誕生したのか、②天皇制支配イデオロギーが、どのようにして民衆の中に浸透したのか、という点を挙げられました。これが家近さんにによる研究の現状理解なのだと思います。そして、こうした課題の下で進められた家近さんのこれまでの研究成果を踏まえ、本日あらためて次のような指摘をなされました。とくに重要な指摘と思われる点をいくつか確認しておきましょう。

①安政五年の条約勅許問題が、幕末期朝廷の「政治化」が顕著

となる始点であった・これが画期となるというのは私も同感であり、おそらく大方の同意も得られるのではないかと思います。

②天皇と将軍の関係が公然と論じられるようになる。

③王政復古クーデターによる「旧來の伝統的な朝廷」の否定の画期性・こうした理解はほとんどの研究者の間でかなり共有されているのではないかと思われます。例えば、本日司会を

されている山口和夫さんや清水善仁氏による研究史整理でもそのようなことが述べられています(山口和夫「近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・摂家」大津透編『史学会シンポジウム叢書 王権を考える—前近代日本の天皇と権力』山川出版社、二〇〇六年、清水善仁「幕末維新と公家社会—幕末公家社会研究の現状と課題ー」『中央史学』第二九号、二〇〇六年)。

しかし、本当にこうした理解でよいのか。王政復古前後を完全に断絶させるような理解になつてしまつてよいのだろうか。個人的には若干の疑問を抱いております。

④孝明天皇の影響力の大きさ・この点は強く否定はしませんけれども、人格的な側面から説明する手法の妥当性は常に検証しなければならないだらうと思います。

⑤一九七〇～八〇年代、実証研究が進む中で、「国事御用掛の設置など近世以来の朝廷政務機構からの逸脱行為と、こうしたことによる朝廷の政治化の諸相が具体的に明らかにされた」。

これは、具体的な朝廷制度の変化への着目であり、私も国事問題への着目は重要だと感じております。私見でも、従来の幕府による朝廷統制機構と国事、安政期の朝廷では「外夷一件」とも言われましたが、国事との関係は、幕末期朝幕関係史研究の重要な論点の一つと考えております。

⑥「幕府と朝廷の対立」を重視する図式からの脱却がなされた。「その象徴が、いわゆる一・会・桑勢力への着目」・家近さんの一・会・桑研究は、宮地正人氏の「幕末過渡期国家論」で提起された問題を発展させ、幕末期の新たな政治情勢に対応して登場した朝幕間を媒介する存在としての一・会・桑の研究において、実証的にも大きな成果を挙げられたものだと理解しております。

三 研究史と若干の問題点

(1) 近世(後期)史と幕末史における研究史の共有

①共通する研究史

現在の近世後期と幕末期における天皇・朝廷研究、朝幕関係史研究が依拠している研究史は、ともに共通しているという点について、あらためて確認しておきたいと思います。そもそも共通する研究史から出発して、近世後期、幕末期それぞれの研究が進展してきているのではないか。そういう意味では、研究上の接続は決して不可能ではないと考えております。

一九七〇年代後半以降、幕藩制、幕藩制国家の中の天皇・朝廷、

あるいは朝幕関係という研究テーマが登場します。これは朝尾直弘氏や深谷克己氏が先鞭を付けたものですが、なかでも、近年における近世朝幕関係の全体像の理解に大きな影響を与えてきた先学が、宮地・高埜・藤田の三氏であることに異論はなかろうかと思います。長坂さんのご研究もやはりこの三氏の影響下にあるものと思われます。

高埜氏は近世を通じた朝幕関係の時期区分について新たな見方を提示されましたが、近世後期については藤田氏が、幕末維新期では宮地氏が実証的な研究を深められました。とくに、宮地氏は、幕藩制国家論に天皇・朝廷を積極的に組み込み、天皇・朝廷も重要な構成要素として位置付けた幕末期の国家論の構築を目指し、「幕末過渡期国家論」を公表するに至ります。これは、戊辰戦争・明治国家権力・近代天皇制から幕末政治史へと研究を発展させた、一九八〇～九〇年代における原口清氏の幕末政治史研究にも大きな影響を与えたものと思われます。さらに、宮地氏は、孝明天皇の人格的側面をも研究の俎上に載せ、それは井上勝生氏・藤田氏そして家近さんらの孝明天皇研究に引き継がれることになります。なお、最近では、ジョン・ブリーン氏による「孝明政権論」というユニークな所説も提示されています。

一方、藤田氏の天皇・朝廷研究は、①光格・孝明天皇の人格的侧面に着目するもの、②幕政史の立場から近世後期政治史への天皇・朝廷の組み込みを目指すものであり、とりわけ、「寛政期」に

おける幕府側の大政委任論の表明とその後の定着という所論は、これ以後の近世後期～幕末政治史研究に大きな影響を与えたものと評価できるのではないかと思います。ただし、藤田氏が描いた孝明天皇像は、近世後期の光格天皇から幕末期の孝明天皇を見通したらどのような天皇像になるのかという、近世後期史から幕末史への問題提起として受け止めるべきなのであろうと考えます。また、先程も述べましたように、天皇の人格的側面が過大に評価されていいいか注意も必要です。この点は、史料環境の問題もありますが、『孝明天皇紀』にのみ依拠すると必然的にそうなるのではないかという点も考慮しておくべきではないでしょうか。

②幕末期朝廷研究の進展

幕末期の朝廷研究、なかでも朝廷制度の研究に関しては、やはり家近さんのこれまでのご研究が重要であるうかと思います。まず、一・会・桑研究ですが、これは先程も述べましたように、宮地氏が先鞭を付け、家近さんが実証的にも進展させたものです。原口氏の幕末政治史研究にもその枠組みは継承されています。これにより一・会・桑は、幕末期に登場した新たな朝幕間を媒介する存在として国家機構にきちんと位置付けられることになります。次に、同じく家近さんによる国事御用掛の研究が挙げられます。これは、その後の幕末政治史研究に繋がる先駆的なものであり、私もこの家近さんのご研究に触発されて、朝廷の国事に関する役職や有志の廷臣たちが、従来の朝廷政務機構や幕府による統

制機構の枠組みというものからすると逸脱的な存在であり、朝廷改革への志向性を有する存在となるとということに関心を持ち、いくつか論文を発表したことがあります。この家近さんによるご研究が登場した後、幕末期の朝廷における国事に着目した政治史的研究と致しましては、一九九〇年代前半では原口氏や私、二〇〇〇年代以降では仙波ひとみ氏による論文が発表され、堂上公家が就任した国事書記御用・国事御用掛・国事参政・国事寄人、非蔵人が就任した国事書記御用掛などの朝廷諸役職が研究の対象とされるようになってきました。ちなみに、研究上の細かい点になりますが、原口氏と私は、国事御用掛に先行する国事書記御用の存在とその関連性を重視しておりますが、家近さんと仙波氏は、国事書記御用と国事御用掛の関連性を否定、むしろその断絶面を強調され、原口・箱石説を批判しておられます。ただし、家近さんと仙波氏の間にも見解の相違が見られます。

(2) 若干の問題点

① 分析観角の問題

それでは次に、最近感じている幕末期の天皇・朝廷や朝幕関係史の研究に関する若干の問題点について述べさせて頂きたいと思います。そもそも近世史研究において、天皇・院・朝廷、公家社会、朝幕関係といった対象・枠組みを通して、いったい何を明らかにするのかという方法論上の問題があるかと思いますが、幕末期の天皇・朝廷研究にも方法論上の課題があります。家近さんも

指摘されておりますように、かつては、王政復古史觀に影響された、天皇・朝廷權威の上昇・浮上といった現象のみをクローズアップする見方がありました。それは、幕府に抑圧された朝廷の復古というイメージであり、天皇・朝廷が復古するというのは必然であるというストーリーです。その過程で、埋もれた尊王思想や尊王家の掘り起しなども行なわれました。しかし、近年の近世史研究において明らかにされつつありますように、幕府統制下で協調・融和していたという朝幕関係のイメージからすると、王政復古史觀的な幕末期の朝幕関係のイメージは、やはり政治的に新たに作られたイメージのような感じが致します。ちなみに、こうした流れは、二条実美・岩倉具視を復古功臣として顕彰していく動きにも結び付いていくのだろうと思われます。それにしても、岩倉はともかく、三条の幕末期における研究史上のイメージと明治期のそれとのギャップには少々驚かされます。

現時点では、王政復古史觀的なイメージは次第に克服されつつあるようには思いますが、やはり依然として、幕藩制、幕藩制国家における朝廷（天皇）・幕府（將軍）・藩（大名）三者間の関係から考える視点が不十分なのではないかという気がしています。そもそも官位に関する研究である程度の蓄積があるとはいえ、とくに藩側からの視点が不足しているのではないでしょうか。藩との関係で言えば、諸藩の京都留守居の研究は重要なテーマとなるますが、現在、佛教大学の青山忠正氏を中心に新発田藩の京都

留守居に関する文書群の調査・研究が進められているようです。

国家権力の構成要素である朝・幕・藩それ自体の問題や、朝・幕・藩三者間の関係についての研究はもちろんですけれども、さらには、こうした国家権力によって支配される社会の側における権威の問題に目配りする必要性もあるでしょう。

②近世後期と幕末維新期の研究上の接続について

ところで、近世前期／後期史研究の側からは、幕末維新史研究との接続の必要性とその課題が提起されております。本日司会をされている田中暁龍さんによると、藤田氏の研究成果を踏まえつつ、今後どのように近世後期史と幕末維新史研究とを接続していくのか。家近さん、仙波氏、私などの研究はあるけれども、近世と幕末維新とで基本的理解を共有し、接続しながら、その変容をどう捉えていくかということを追求していくことが課題であるとされています（田中暁龍「近世の天皇・朝廷研究の到達点と課題」『歴史評論』第七七一号、一〇一四年）。しかしながら、肝心の幕末維新政治史研究の側からは、近世史研究における天皇・朝廷研究や朝幕関係史研究の成果を組み込んでいかなければならないというような問題意識は薄いように感じられます。私の個人的な考え方と致しましては、最近の表現で申しますと、幕末維新期における当該研究の「ガラバゴス化」は何か避けたい、といったところです。

③天皇の人格的側面に関する研究の問題点

文化期の研究については、天皇と、朝議運営・朝廷運営を担う関白・伝奏との関係性も明らかにしなければならない、と長坂さんは問題視しておりますように、あまり天皇個人の人格的な側面ばかりを強調しすぎないように注意しなければならないのではないかと感じております。天皇の人格的側面を論じるとき、どのような史料に依拠しているのか、という問題もありますから、これについては慎重に評価すべきであろうと思います。

④近世の天皇・朝廷／朝幕関係にとつての「王政復古」の意義について

山口和夫さんも、「慶応三（一八六七）年の「王政復古」は、幕府とともに近世の朝廷機構と公家社会を遍く否定・解体するものであった」（山口前掲論文）と述べておられますように、確かに形式的には、摂関・幕府・内覽・勅問御人数・国事御用掛・議奏・武家伝奏・守護職・所司代・摂籠門流が、王政復古によって一挙に廃止となりましたから、王政復古が大きな画期であつたとする理解は広く共有されているものとは思いますが、確かに大きな画期であるとはいえる、この王政復古を本当に近世の天皇・朝廷の終焉・終着点とみなしてよいのかどうか、若干の疑問を感じています。王政復古の問題については、今後さらに研究を深められる可能性があるのではないかと考えております。

四 今後深めるべき幕末維新期天皇・朝廷研究／朝幕関係史研究の論点

①安政期政治史研究を深化させる必要性

家近さんも指摘しておりますが、安政期の重要性は幕末政治史を研究する者にとっては否定できない共通認識であろうかと思ひます。しかし、現状は文久期以降の研究に多くの研究者の関心が集中しているのではないかと思われます。

私見では、安政期の政争は、幕藩権力の結合・統合のあり方をめぐる政争と理解した方がよいのではないかと考えております。

そのような理解を前提に研究を進めることで、王政復古史観的な見方や、単純な天皇・朝廷の「浮上」論を克服することにも繋がるのではないかと思っております。そのためには、安政の大獄の再評価が必要であり、大獄の時期はまさに朝幕分裂の危機的な状況なのであって、その関係修復策として公武合体という考え方が出でてくるのではないかとも考えられます。この点は、長坂さんのご研究からも示唆されるように、近世後期の朝幕関係史研究の成果からもヒントを得る可能性があるよう思います。

なお、安政期以降における朝幕の分裂的状況の評価に関わる問題としては、関白・摂家の権力強化の志向性を考える上で、関白九条尚忠の動きが重要ではないかと感じております。とくに安政期における九条関白の研究をさらに深める必要性があるのでないでしょうか。史料としては、『大日本維新史料類纂之部 井伊家史料』が有益です。大老井伊直弼の認識も分かり、九条が禁中并公家中諸法度の改正も望んでいたことがこの史料から知られま

す。『井伊家史料』のように、幕府首脳部の考えが直接書状などから分かるというのは非常に珍しいのではないかと思つております。

また、文久期以降に繋がる問題としては、安政期にその萌芽が見られるキーワードとしての国事・有志・名分改正などの意味の追及がなされるべきでありますし、国事御用掛などの新設職制を含め、国事と朝廷改革の問題なども、今後さらに推進すべき研究テーマであろうかと思います。

②大政委任論の段階的実態解明の必要性

次に、近世後期と幕末期の朝幕関係史研究を架橋する論点の一つとなり得るのが、大政委任論の問題であるかと思います。田中暁龍さんも、最近の研究史整理の中で、「近世の天皇・朝廷の位置づけと大政委任論」という章を設けて論じられておりますように、その必要性は認めつつも、その一方で、寛政期に幕府が大政委任論を表明し、それが文化期には定着していることが認められるとした藤田氏の見解については、今後さらなる検証が必要であるとされています（田中前掲論文）。

幕末期になると、大政委任の制度化という動きが見られるようになり、こうした動きは幕府側によつて文久・元治期に朝廷尊奉の制度化とともに進められました。大政委任の制度化と朝廷尊奉策の実施はワンセットであり、幕府による対朝廷政策の柱となりました。文久三年における大政委任の制度化に着目する見解は、近世史の側からも山口和夫さんによつて述べられておりますが（山

口前掲論文)、文久・元治期における大政委任の制度化を重視する考え方は、私もそれ以前に提示したことがあり、原口氏もこのときの勅書を「国是」と評価する所論を展開しておられます。文久・慶応期の政治史研究においては、こうした大政委任の制度化という問題を前提に考えるべきであり、そこから新たな朝幕関係の模索やそうした動向をめぐる政争をどのように評価すべきなのかという問題を考えなくてはならないのではないかと思います。そのような立場からすると、未だに様々な論点が存在するのであります。そして、例えば、宮地氏が「幕末過渡期国家論」で述べているような条約勅許による孝明天皇の権威失墜の問題とか、朝命・幕命という政令二途の克服の問題とか、孝明天皇没後の政局、二条斉敬・摂政期の問題、徳川慶喜の將軍・摂政兼任構想など、実際に多くの検討課題が思い付きます。また、幕末期における大政委任の制度化を前提とするならば、大政奉還の意義についてもあらためて再検討する必要が出てくるでしょう。

③史料の問題

当該研究のための史料の問題については、先程も述べました天皇の人格的側面の研究が抱える問題点に関わることですが、『孝明天皇紀』を利用して研究している限り、結局それは『孝明天皇紀』の中の孝明天皇像に過ぎないのではないかという点も少なからず危惧されます。確かに『孝明天皇紀』は便利なのですが、その限界性や危険性についても自覚する必要があると、これは自

戒の意味も込めて強く思う次第です。例えば、『孝明天皇紀』所収の孝明天皇宸翰に九条家所蔵の尚忠宛てのものが比較的多いのは、『孝明天皇紀』の編纂には尚忠の息子である道孝が「先帝御事蹟取調掛」として加わっているので、九条家が意識的にこれを公開したからではないのかとか、そしてその理由は尚忠と孝明天皇との親密な関係を明らかにすることによつて、尚忠のマイナスイメージを払拭したかったからではないのか、といった点の検討など、『孝明天皇紀』という編纂物それ自体の分析や、その編纂の経緯などの解説が今後求められるのではないかと思います。

さらに、決定的に不足しているのが近世朝廷文書の研究です。例えば、幕末期に限つてみても、(御)趣意書・(御)沙汰書・宸翰・勅書・勅諭などと、史料集の編纂者や研究者によつて様々な名称が付与されています。こうした文書名の付け方から、ひいては文書から見た朝廷の意思決定の手続きや、文書作成・発給システムについての基礎的な研究が圧倒的に不足していることが、幕末期の朝幕関係のみならず、幕末政治史全体の進展を妨げる阻害要因の一つになつてゐるのではないかと感じております。

④近世天皇・朝廷研究の終点は「王政復古」でよいか

先程も述べましたように、形式的には王政復古によつて、摂関・幕府が廢止されました。しかし、本当に近世の天皇・朝廷研究の終点を王政復古としてしまつてよいのでしょうか。最近、私はこうした捉え方に少々疑問を感じるようになつてきました。当たり

前の話ですが、王政復古後も朝廷は存続しているのです。では、王政復古によって、その後朝廷はどうなったのか。新たに創出された太政官（太政官代）との関係はどのようなものだったのか。やはり、近世史の側からも、ある程度王政復古後の研究にも踏み込むべきではないでしょうか。少なくとも、廢藩置県までの維新政権期については見通すべきではないかと思います。

確かに、朝幕関係という枠組みを設定すれば、王政復古により幕府が廃止された時点を近世の終着点とする理解も納得できますし、摂家による統制という側面を重視する立場からすれば、やはり王政復古によって摂関が廃止された時点で近世的な朝廷・公家社会が否定・解体されたとする理解も妥当性があると考えられます。しかしながら、一朝にして近世的な天皇・朝廷のあり方が完全に消滅する訳ではないでしようから、王政復古によって、何が解体され、何が存続し、何が変容を余儀なくされ、そして何が新たに創出されたのか、という点を解明することで、逆に近世的なものとは何であったのかということを考える手掛かりにもなるのではないかと考へているのです。そういう意味では、少なくとも藩が消滅する廢藩置県辺りまでは見通しておく必要があるのではないでしようか。もちろん、だからといって王政復古の画期性を過小評価するものではありません。

この問題に関しては、清水善仁氏も、幕末公家社会にとつて、王政復古は、安政期の「朝廷の政治化」に続く第二の画期であつ

たとする点で、従来の近世史研究と同様の評価ですけれども、さらに踏み込んで、「王政復古の大号令は旧来の公家社会秩序の多くの創出と表裏一体のものとして捉えなければならないのだろう」と述べている点は重要な指摘であろうと思つております（清水前掲論文）。

五 おわりに

既に与えられた時間を超過してしまいましたので、最後に、幕末維新时期の天皇・朝廷研究の立場から王政復古を再検討するにあたって、どのような観点からこれを進めるべきなのか、若干の私見を述べさせて頂き、私の話を終えたいと思います。

幕末期の幕藩権力にとっての天皇・朝廷とはいかなる存在であったのかという点を明らかにしようとする課題設定からすれば、幕末期における公議政体論の段階的な実態解明とともに、朝・幕・藩関係の分析を進めながら、王政復古の歴史的意義を考えていく必要性があるのではないかと思つております。原口氏の所論によりますと、幕末期に構想された公議政体とは、限界性はあるものの、幕府が国家意思決定を独占する体制に代わる、新たな幕藩権力による国家意思決定システムを創出する動きの到達点とみなされるものであるかと思います。朝廷を含む、幕藩制国家における国家権力の再編の動きが加速したのが幕末期なのであり、国家権力再編の一つの考え方として、公議政体論が浮上してきたと理解

できるとするならば、国家権力の再編をめぐる諸政治勢力の抗争を経て、天皇・朝廷が、王政復古によつて幕府勢力との癒着を断ち切り、これまでの徳川将軍権力をオーソライズする存在から、新たに雄藩連合政権としての公議政体をオーソライズする存在へと変容することが期待されていたのではないかという理解も成立つのではないかと考えております。

さらに、原口氏は、幕末当時は、大政奉還が王政復古であるのだという考え方があつたり、王政復古は必ずしも幕府の廃止を伴うような考え方ではなかつた、あるいは復古といつても古代の太政官制そのままの復古は必ずしも望まれていなかつた、というようない指摘もされておりますので、そもそも王政復古イコール摂関・幕府の廃止という考え方には、幕末当時としては必ずしも自明のものではなかつた可能性があります。王政復古によつて直ちに天皇親政による中央集権的な国家体制になつた訳ではなく、王政復古の元ではなかつた可能性があります。王政復古によつて幕府勢力との癒着を断ち切り、これまでの徳川将軍権力をオーソライズする存在から、新たに雄藩連合政権としての公議政体をオーソライズする存在へと変容することが期待されていたのではないかという理解も成立つのではないかと考えております。

そこで、本日のテーマである摂関制度との関係で言えば、維新政府の諸役職について近世史の立場からも検討する必要があるのではないかと思います。具体的には、有栖川宮熾仁親王が就任した三職の一つである総裁、三条や岩倉が就任した輔相などです。これらの役職は従来の摂関に代わるものと見ることも可能かもしれません。また、武家伝奏の機能は、やはり三職の一つである参与、ただし武家ではなく公家の参与ですが、当初はこの参与が伝奏の機能を継承し、のちに弁事がこれを引き継いでいるようですので、維新政府の役職である参与、弁事、弁官という職制も、近世史の立場から検討してみる価値があるかもしれません。

それでは、これで私のコメントを終えたいと思いますが、最後は時間も超過し、内容も非常に雑駁なものとなつてしましました。たいへん申し訳ございませんでした。なお、本日のコメントの中で当然取り上げるべき研究であるにもかかわらず言及できなかつたものが多かつたことにつきましては、何卒ご海容頂きたく存じます。

とにかく、同じ話の繰り返しになつてしまいますが、幕末期における幕藩権力と天皇・朝廷との関係という観点から考えれば、王政復古は最大の画期ではあるけれども、完全な終焉・終着点とは言えないのではないかというのが、現時点での私の印象です。

その辺りを解明するためには、研究を王政復古の時点で断絶させることなく、幕府制度は廢止されても、近世的な天皇・朝廷制度、公家社会の研究は、曲がりなりにも藩が存続する廢藩置県まで見通す必要があるのでないかと思つております。